

国民年金保険料の納付猶予制度の 対象年齢が広がりました

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

平成28年6月分までは、30歳未満の方が対象でしたが、平成28年7月分からは、50歳未満に対象が広がりました。

本人・配偶者の前年の所得が一定額以下（世帯主の所得は審査の対象外）であれば、申請により、保険料の納付が猶予されます。

納付猶予期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の計算には反映されません。

また、納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合には、障害基礎年金または、遺族基礎年金が支給されます。

保険料を納めないままにしておくと「もしも」のときの障害年金や遺族年金を受けとれない場合があります。納めることが困難な場合は申請をしましょう。

申請は、役場住民課、岐阜南年金事務所で受付ています。



9月9日は救急の日

皆さんは9月9日が何の日か知っていますか？
9(きゅう)と9(きゅう)の日で、「救急の日」です。

この日は、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として昭和57年に定められました。また、「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」（平成28年は9月4日から10日まで）とし、救急に関する様々な行事が各地域で実施されています。

もし、大切な家族や友人が倒れたときにあなたは何をしてあげられますか？何も知らなければすぐに行動することができません。そのため、この「救急の日」をきっかけとしてその第一歩目を踏み出してみてもいいですか。一人でも多くの方が講習などを通じて救急の知識・技術を身につける事ができれば助けられる命が増えることにつながります。

羽島郡広域連合では、羽島郡に在住・在勤・在学の方を対象に、毎月第2日曜日に日曜普通救命講習を行っています。講習は学科1時間、実技2時間の3時間です。内容は、心肺蘇生法・AEDの取り扱い・異物の除去や止血法といった生命の維持にとっても大切なことばかりです。また、「e-ラーニング」といったWEB講習も実施しており、それを受講しその後消防署で2時間実技を受けることで、講習を修了できます。時間がない方でも、自宅にしながら簡単に講習を受けることができ、受講者には修了証が発行されます。ぜひ、利用してみてください。

大切な家族や友人を守るためにも「救急の日」を機会に、日曜普通救命講習の受講をお願いします。

